

次の【設問】の（１）から（３）の全部に答えなさい。解答に際しては、適宜、条文を挙げる。解答用紙は、表面（30行）のみを使用すること。

【設問】

P株式会社（以下「P社」という。）は会社法上の公開会社ではない。P社の代表取締役であるAは、同社の取締役会の承認を得ることなくP社のためにQ銀行株式会社（以下「Q銀行」という。）から300万円の借入れを行った。P社にとって、300万円の借入れは多額の借財には当たらないものの、P社では、200万円を超える取引を行うには取締役会の承認が必要である旨が取締役会規則（内規）に定められていた。

取締役であるBは、Aが無断で借入れを行おうとしていることに気付いていたが、何の対策も取らずこれを放置した。取締役Cは、Aの独断行為に全く気付かず、気付かなかったことは不注意によるものではなかった。

- （１） Q銀行はP社に対して、貸し付けた300万円の返済を請求することができるか。なお、（２）以下の事情を考慮せずに解答しなさい。
- （２） Aは、Q銀行からの借入金を、無断で自己の遊興費として使ってしまったが、Bは職務上の注意を尽くしたもののそのことには気付かなかった。仮に、P社がQ銀行に対する返済を免れないとすると、A・B・Cはそれぞれ、P社に対して会社法上の損害賠償責任を負うか。
- （３） 3年前からP社の株式を保有するDは、AのP社に対する責任を追及することができるか。

（80点）